

証券コード 2412
2021年6月9日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目6番2号
株式会社ベネフィット・ワン
代表取締役社長 白石 徳 生

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、ご来場なさらずとも、議決権は書面またはインターネット等によりご行使いただけますので、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら後述のご案内に従って、**2021年6月23日（水曜日）午後6時まで**に議決権をご行使いただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号
ベルサール飯田橋駅前イベントホール
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 会議の目的事項

- 【報告事項】
1. 第26期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

4. その他株主総会に関する決定事項

代理人による議決権のご行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権をご行使いただけます。また、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに従い、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.benefit-one.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に掲載しております連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 3. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.benefit-one.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 4. 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権のご行使には、以下の方法がございます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月24日(木曜日)
午前10時

**株主総会に
ご出席されない場合**



書面

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月23日(水曜日)
午後6時00分到着分まで

詳細は下記をご覧ください。



インターネット等

当社指定の「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日(水曜日)
午後6時00分まで

詳細は次ページをご覧ください。

書面の郵送による議決権行使のご案内

本定時株主総会にご出席されず、書面の郵送による議決権行使をされる場合は、同封の「議決権行使書」に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。(同封の「記載面保護シール」をご利用ください。)

[illegible]

→こちらの**赤枠内**に、議案の賛否をご表示ください。

右片には、インターネットによる議決権行使が必要となる「議決権行使コード」及び「パスワード」が記載されています。

インターネット等による議決権行使のご案内

本定時株主総会にご出席されず、インターネット等による議決権行使をされる場合は、下記の事項をご確認のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)より議決権の行使が可能です。同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインいただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。
- <https://evote.tr.mufig.jp/>
- (2) 行使期限は2021年6月23日(水曜日)午後6時00分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
 - (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
 - (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
 - (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはありません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部**までお問い合わせください。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関するお問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

フリーダイヤル 0120-173-027 (通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

機関投資家の 皆さまへ

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

今後の事業内容の多様化に対応するとともに、当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条に新たな事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (27) 略 (新設) (28) 前各号に付帯関連する一切の業務	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (27) 略 (28) 収納代行、購買・精算代行、保証等の決済関連事業 (29) 前各号に付帯関連する一切の業務

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）4名の選任をお願いするものであります。取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	現在の当社における地位、担当	取締役会／出席回数
1	ふかさわ じゅんこ 深澤 旬子（1953年5月28日生） 再任	取締役会長	100% (13/13回)
2	しらishi のりお 白石 徳生（1967年1月23日生） 再任	代表取締役社長 監査部担当	100% (13/13回)
3	たなか ひでよ 田中 秀代（1969年2月7日生） 再任	代表取締役副社長 管理部門、DX推進開発事業 部担当	100% (13/13回)
4	おざき けんじ 尾崎 賢治（1972年8月31日生） 再任	取締役常務執行役員 財務経理部担当兼経営企画室 長	100% (13/13回)

候補者番号

ふ か さ わ

じ ゅ ん こ

1

深澤

旬子

1953年5月28日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1974年 4月 三井東圧化学株式会社（現三井化学株式会社）入社
- 1978年 7月 株式会社電通入社
- 1981年 9月 株式会社テンポラリーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社
- 1990年 1月 同社取締役広報室長
- 2000年 6月 株式会社パソナ専務執行役員人事企画本部長
- 2003年 4月 株式会社パソナハートフル代表取締役社長（現任）
- 2007年12月 株式会社パソナグループ取締役専務執行役員 人事部・広報室・企画制作室担当兼社会貢献室長
- 2015年 6月 株式会社パソナグループ取締役専務執行役員 人事・企画本部長兼社会貢献室担当
- 2017年 6月 当社取締役会長（現任）
- 2018年 8月 株式会社パソナグループ取締役副社長執行役員Pasona Way本部長兼社会貢献室担当（現任）

■ 所有する当社の株式数 0株

■ 重要な兼職の状況 株式会社パソナグループ 取締役副社長執行役員
株式会社パソナハートフル 代表取締役社長

■ 取締役との責任限定契約について

深澤旬子氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しております。再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、360万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

■ 取締役在任期間 4年

■ 取締役会への出席状況 100%（13回／13回）

■ 取締役候補者とした理由

深澤旬子氏は、人事・広報・企画制作・社会貢献部門等の豊富な経験・見識を有するとともに、長年に亘る企業役員経験により培ってきた専門的知識・ノウハウを当社の経営に対して反映していただけるものと判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

しら い し の り お

2

白石 徳生

1967年1月23日生

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 8月 株式会社パソナジャパン（現ランスタッド株式会社）入社
1996年 3月 株式会社ビジネス・コープ（現株式会社ベネフィット・ワン）設立 同社取締役
2000年 6月 当社代表取締役社長
2012年 1月 株式会社ジェイ・エス・ビー社外取締役（現任）
2012年 3月 株式会社ベネフィットワンソリューションズ取締役
2012年 5月 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア取締役
2012年 5月 貝那商務諮詢（上海）有限公司 董事長（現任）
2012年11月 BENEFIT ONE USA, INC. Director／Chair of the Board（現任）
2013年 8月 株式会社パソナグループ取締役
2013年10月 BENEFIT ONE ASIA PTE. LTD.（現 BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.）Director（現任）
2014年 1月 BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED Director（現任）
2016年12月 REWARDZ PRIVATE LIMITED Director（現任）
2016年12月 ジャパンベストレスキューシステム株式会社社外取締役（現任）
2017年 6月 PT. BENEFIT ONE INDONESIA Director（現任）
2021年 4月 当社代表取締役社長 監査部担当（現任）

■ 所有する当社の株式数 2,201,600株

■ 重要な兼職の状況 貝那商務諮詢（上海）有限公司 董事長
BENEFIT ONE USA INC. Director／Chair of the Board
BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. Director
BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED Director
PT. BENEFIT ONE INDONESIA Director
REWARDZ PRIVATE LIMITED Director
株式会社ジェイ・エス・ビー 社外取締役
ジャパンベストレスキューシステム株式会社 社外取締役

■ 取締役在任期間 25年

■ 取締役会への出席状況 100%（13回／13回）

■ 取締役候補者とした理由

白石徳生氏は、当社の事業を起業し、2000年からは当社代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しています。同氏が当社事業全般を牽引するうえで適任であると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

た な か ひ で よ

3

田中 秀代

1969年2月7日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年 8月 株式会社テンポラリーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社
- 2000年 5月 株式会社神戸クルーザー代表取締役社長
- 2003年 10月 株式会社メディカルアソシア代表取締役副社長
- 2005年 1月 同社代表取締役社長
- 2014年 3月 同社取締役退任
- 2017年 6月 当社取締役
- 2019年 6月 当社取締役副社長執行役員 人事部、総務部、法務・コンプライアンス統轄室、システム開発部担当
- 2020年 4月 当社取締役副社長執行役員 人事部、総務部、法務・コンプライアンス統轄室、システム開発部、DXプラットフォーム推進部担当兼ヘルスケア事業部長
- 2020年 6月 当社代表取締役副社長 管理部門、DXプラットフォーム推進部担当兼ヘルスケア事業部長
- 2021年 4月 当社代表取締役副社長 管理部門、DX推進開発事業部担当（現任）

- 所有する当社の株式数 0株
- 取締役在任期間 4年
- 取締役会への出席状況 100%（13回／13回）

■ 取締役候補者とした理由

田中秀代氏は、ヘルスケア分野に関する豊富な経験・知識を有するとともに、人材開発やダイバーシティマネジメント等において中心的役割を果たしており、経営者としての経験により培ってきた専門的知識・ノウハウを当社の経営に対して反映していただけるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

お ざ き け ん じ

4

尾崎 賢治

1972年8月31日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4月 株式会社パソナ（現株式会社南部エンタープライズ）入社
2007年 7月 株式会社パソナテック執行役員 経営企画室室長
2008年 3月 博科諮詢（大連）有限公司董事
2012年 4月 株式会社パソナテック執行役員 経営企画、管理、業務、IT、CS担当兼経営企画室室長
2012年10月 株式会社アルゴ（現株式会社パソナテック）取締役
2013年 4月 株式会社パソナテック執行役員 管理、事業戦略本部担当兼事業戦略本部部長
2015年 6月 当社取締役 財務経理部担当兼経営企画室長
2016年 1月 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア監査役
2016年 6月 当社取締役常務執行役員 財務経理部担当兼経営企画室長（現任）
2016年12月 PT. BENEFIT ONE INDONESIA Commissioner（現任）
2016年12月 REWARDZ PRIVATE LIMITED Director（現任）
2019年 6月 貝那商務諮詢（上海）有限公司監事（現任）
BENEFIT ONE USA, INC. Director/Treasurer/CFO（現任）
BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. Director（現任）

■ 所有する当社の株式数 1,900株

■ 重要な兼職の状況 貝那商務諮詢（上海）有限公司 監事
BENEFIT ONE USA, INC. Director/Treasurer/CFO
BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. Director
PT. BENEFIT ONE INDONESIA Commissioner
REWARDZ PRIVATE LIMITED Director

■ 取締役在任期間 6年

■ 取締役会への出席状況 100%（13回／13回）

■ 取締役候補者とした理由

尾崎賢治氏は、長年に亘り管理部門において経営企画業務を担当し、企業の経理・財務戦略に精通しており、現在はその豊富な経験と実績を活かし、当社グループ全体の経理・財務戦略を統括しております。これらの知見や能力を基礎とし、様々な経営判断や意思決定を適切に遂行するうえで適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

- （注） 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 深澤句子氏及び尾崎賢治氏の前記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社である株式会社パソナグループ並びにその子会社である株式会社パソナハートフル及び株式会社パソナテックにおける現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により取締役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求をうけた場合の損害等を填補することとしております。取締役候補者が取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期中中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	現在の当社における地位、担当	取締役会 ／出席回数	監査等委員会 ／出席回数
1	うめきた たくお 梅北 卓男（1957年3月18日生） 再任	取締役常勤監査等委員	100% (13/13回)	100% (13/13回)
2	く ぼ のぶやす 久保 信保（1952年5月21日生） 再任	社外取締役監査等委員	100% (13/13回)	100% (13/13回)
3	は ま だ としあき 濱田 敏彰（1955年4月23日生） 再任	社外取締役監査等委員	100% (13/13回)	100% (13/13回)
4	ふじいけ とものり 藤池 智則（1967年9月18日生） 再任	社外取締役監査等委員	100% (13/13回)	100% (13/13回)

候補者番号

うめきた た く お

1

梅北 卓男

1957年3月18日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 株式会社鹿児島銀行入行
1984年 4月 法務省鹿児島地方法務局入庁
1986年 4月 同省福岡法務局
1989年 7月 国際デジタル通信株式会社（現株式会社IDCフロンティア）入社
2003年 7月 株式会社パソナ 法務室長
2007年 12月 株式会社パソナグループ執行役員 法務室長
2008年 9月 同社執行役員 法務室長兼内部統制室長
2018年 8月 株式会社パソナ監査役
2019年 6月 当社取締役 常勤監査等委員（現任）

■ 所有する当社の株式数 0株

■ 取締役との責任限定契約について

梅北卓男氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しております。再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、360万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

■ 取締役在任期間 監査等委員である取締役に就任して2年

■ 取締役会への出席状況 100%（13回／13回）

■ 監査等委員会への出席状況 100%（13回／13回）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

梅北卓男氏は、法律及び内部統制分野での豊富な経験をお持ちであり、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

く ぼ の ぶ や す
久保 信保

1952年5月21日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4月 自治省入省
1993年 12月 広島県副知事
1999年 7月 自治省大臣官房付
2001年 1月 総務省自治行政局市町村課長
2007年 7月 同省自治財政局長
2010年 7月 同省消防庁長官
2014年 4月 一般財団法人自治体衛星通信機構理事長（現任）
2014年 6月 当社社外取締役
2018年 6月 安田倉庫株式会社社外取締役（現任）
2019年 6月 当社社外取締役監査等委員（現任）

■ 所有する当社の株式数 0株

■ 重要な兼職の状況 一般財団法人自治体衛星通信機構 理事長
安田倉庫株式会社 社外取締役

■ 取締役との責任限定契約について

久保信保氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しております。再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、360万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

■ 取締役在任期間 社外取締役に就任して7年、監査等委員である社外取締役に就任して2年

■ 取締役会への出席状況 100%（13回／13回）

■ 監査等委員会への出席状況 100%（13回／13回）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

久保信保氏は、広島県副知事、総務省自治財政局長、同省消防庁長官、一般財団法人自治体衛星通信機構理事長等を歴任し、地方行政や地域活性、リスク管理の経験・知見があり、組織・団体トップとしての豊富なマネジメント経験・見識に基づき、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

は ま だ と し あ き

3

濱田 敏彰

1955年4月23日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 大蔵省入省
1996年 7月 日本貿易振興会コペンハーゲン事務所長
2000年 7月 大蔵省理財局計画官
2002年 7月 経済産業省製造産業局紙業生活文化用品課長
2007年 7月 財務省大阪税関長
2010年 7月 総務省消防庁審議官
2012年 8月 財務省大臣官房政策評価審議官
2014年 7月 財務省国税庁税務大学校長
2015年 7月 財務省退官
2017年 6月 当社社外取締役
2019年 6月 当社社外取締役監査等委員（現任）

■ 所有する当社の株式数 0株

■ 取締役との責任限定契約について

濱田敏彰氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しております。再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、360万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

■ 取締役在任期間 社外取締役に就任して4年、監査等委員である社外取締役に就任して2年

■ 取締役会への出席状況 100%（13回／13回）

■ 監査等委員会への出席状況 100%（13回／13回）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

濱田敏彰氏は、日本貿易振興会コペンハーゲン事務所長、大蔵省理財局計画官、財務省大臣官房政策評価審議官等を歴任し、広く政治・経済等、企業経営を取り巻く事象についての深い知識を有しており、その豊富な経験・知識に基づき、主に資金配分や投資の判断プロセスにおいて、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者番号

ふじいけ

とものり

4

藤池 智則

1967年9月18日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1997年10月 司法試験合格
- 2000年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
堀裕法律事務所（現 堀総合法律事務所）入所
- 2005年10月 英国・アーシャスト法律事務所入所
- 2006年2月 堀裕法律事務所（現 堀総合法律事務所）復職（現任）
- 2012年5月 株式会社エディア社外監査役
- 2012年6月 当社社外監査役
- 2017年5月 株式会社エディア社外取締役監査等委員（現任）
- 2019年6月 当社社外取締役監査等委員（現任）

■ 所有する当社の株式数 0株

■ 重要な兼職の状況 堀総合法律事務所 パートナー弁護士
株式会社エディア 社外取締役 監査等委員

■ 取締役との責任限定契約について

藤池智則氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しております。再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、360万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

■ 取締役在任期間 監査等委員である社外取締役に就任して2年

■ 取締役会への出席状況 100%（13回／13回）

■ 監査等委員会への出席状況 100%（13回／13回）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤池智則氏は、弁護士としての豊富な経験をお持ちであり、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 藤池智則氏は、堀総合法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。2019年6月末までは当社グループと堀総合法律事務所との間に法律顧問契約に基づく役務提供等の取引関係がありましたが、その取引金額は1,000万円以下で金額的重要性はなく、法律顧問契約に基づく役務提供等は、同事務所の異なる弁護士から受けておりました。また2019年7月以降は、同事務所との法律顧問契約は終了しております。
2. 梅北卓男氏の前記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社である株式会社パナソニック並びにその子会社である株式会社パナソニックにおける現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
3. 久保信保氏、濱田敏彰氏、藤池智則氏は、社外取締役候補者であります。
4. 久保信保氏、濱田敏彰氏、藤池智則氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定める独立役員とする予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により監査等委員である取締役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求をうけた場合の損害等を填補することとしております。監査等委員である取締役候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることとなり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではありません。原決議同様、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績及び企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項（後掲の事業報告〔本招集ご通知32-33頁〕をご参照ください）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額200百万円以内（うち社外取締役分として年額30百万円以内）。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、取締役に交付される当社株式等の数の算定方法のみならず、その上限についてのご承認を改めてお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役に会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は3名です。第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に對して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、連結経常利益の目標達成度合を基準に当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて交付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 信託金額

当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及び2019年4月1日より開始した事業年度を含むその後の対象期間を対象として本制度を導入しており、2019年4月1日より開始した現在の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役への交付を行うための株式の取得資金として、約98百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、現在の対象期間に関して当社株式44,000株を取得しております。

なお、現在の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に200百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の交付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（３）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（２）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、各対象期間に追加拠出する金額の上限は200百万円であり、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は126,555株となります。

（４）取締役に交付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、連結経常利益の目標達成度合を基準に付与原資（当該事業年度に関して付与する総ポイント）を計算し、各取締役の職務内容や責任等に応じて配分の割合を決定し、各取締役にポイントが付与します。各対象期間において取締役に付与されるポイント数の合計は、126,555ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（５）の当社株式等の交付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

（５）当社株式等の交付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時までに付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として、退任後に本信託から交付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合交付について、当社株式の交付に代えて、当社株式の時価相当の金銭交付を受けます。なお、金銭交付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合及び取締役としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、交付を受ける権利を取得できないこととします。

（６）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

以　上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続きました。

多くの企業においては、働き方改革や健康経営、DX（デジタルトランスフォーメーション）などの経営課題は、コロナ禍における人と組織のパフォーマンスマネジメントへの関心の高まりとともに、その必要性が一層浮き彫りとなりました。

当社グループでは従前より、福利厚生やヘルスケアなどのBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）サービスの提供を通じ、人事部門の課題解決を提案してまいりましたが、昨今の社会経済動向を鑑み、今後は更にサービス進化を加速させ顧客企業人事部門のDX戦略支援に取り組んでいく考えです。2020年6月には新サービス「ベネワン・プラットフォーム」をリリースしており、同サービスを通じ、企業の人事データや健康データなどを一元管理し、多様な人事労務関連のアウトソーシングサービスとデータ連携して活用することで、人事部門のマネジメント効率化に資することを目指しております。

当連結会計年度における当社グループの業績は、新型コロナウイルス感染症の影響によるサービス利用減少や健康診断・保健指導の実施遅れなどの影響がありながらも、前期比で増収増益を維持し、連結全体の業績は堅調に推移いたしました。

福利厚生事業における新規会員獲得は、中小企業で減速感があるものの大手・中堅企業では堅調に推移しました。会員向けサービスでは、eラーニングやECメニューなど在宅利用可能なメニューを拡充することで利用回復に努めましたが、期末にかけて新型コロナウイルス感染症再拡大を受けた緊急事態宣言の再発出もあり、宿泊やレジャーメニューなどの外出を伴うメニューでは利用が進まず、補助金支出は前期比で減少しました。インセンティブ事業においては、取引先のポイント付与は増加し、コロナ禍における旅行や周年行事の代替策としてのニーズが高まるなど新規顧客開拓も進みました。ヘルスケア事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響下で、健康診断や保健指導の実施に遅れが生じたことにより、当期に計画していた収益の一部が次期へと繰越しになりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は37,841百万円（前期比1.5%増）、営業利益は9,774百万円（前期比16.4%増）、経常利益は9,858百万円（前期比16.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,766百万円（前期比19.9%増）となりました。

当社グループは、主に国内における福利厚生代行サービスを中心に会員制サービス事業を展開しておりますが、事業セグメントを集約した結果、報告すべきセグメントは会員制サービス事業のみであるためセグメント情報の記載を省略しております。

(2) 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については、HRDX推進に向けたシステム開発投資、システムハードウェア投資等を実施しております。

当連結会計年度の設備投資等（長期前払費用を含めております。金額には消費税等は含めておりません。）の総額は1,246百万円であります。

(3) 重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症は社会経済に大きな影響を及ぼしており、当社グループと致しましても一日も早い収束を願っているところであります。一方で、コロナ禍は企業人事部門で、働き方改革や健康経営、デジタル化などの経営課題への取組みを加速させる契機ともなっており、当社グループではこうした社会経済動向を機会ととらえて、事業の進化を図るべく、次の取組みを加速させていく考えです。

1) 企業のHRDX（注1）支援の取組み

企業の人事部門では今後ますます人事労務関連のアウトソーシングサービス活用が進むとともに、人事・健康データを整理してマネジメント活用するHRDXへの対応が重要な経営課題となる見通しです。

当社グループでは、福利厚生やヘルスケアなどのアウトソーシングサービスはもとより、人事労務関連の多様なアウトソーシングサービスと連携して人事・健康データの管理・活用を可能とする基盤「ベネワン・プラットフォーム」を開発しており、今後は同基盤を広く普及させ、利用促進することを中長期の中核戦略として取組み、顧客企業の人と組織のパフォーマンス向上を通じて社会に貢献していく考えです。

（注1）HRDX：人事領域におけるデジタルトランスフォーメーション

2) サービス流通の進化、決済事業収益化への取組み

当社グループはこれまで、福利厚生のアウトソーシングサービス提供を通じ、顧客企業社員とサプライヤ（注2）をマッチングすることでサービス流通を成立させてきました。今後は「ベネワン・プラットフォーム」の普及、利用促進策に伴い、サービス流通規模は飛躍的に増大すると見込んでいます。

当社グループでは新たな取組みとして、給与天引きの仕組みを活用し、顧客企業ごとに購買情報をとりまとめて決済代行することで流通コストの低減を図り、顧客企業社員、サプライヤ双方の満足向上を目指していきます。また同時に、この取組みによって生じる決済手数料は、当社グループの新たな収益の柱としていく考えです。

さらに中長期的には、決済手数料で得られる収益を原資に、福利厚生サービスの会費単価引き下げも視野に入れており、一層の会員獲得とサービス流通拡大に取り組んでまいります。

（注2） サプライヤ：福利厚生サービス提供事業者

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 (第23期)	2018年度 (第24期)	2019年度 (第25期)	2020年度 (第26期)
売上高 (百万円)	32,089	34,461	37,271	37,841
経常利益 (百万円)	6,263	7,707	8,462	9,858
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	4,190	5,176	5,641	6,766
1株当たり当期純利益	51円89銭	32円05銭	35円24銭	42円52銭
総資産 (百万円)	30,235	34,774	29,926	36,171
純資産 (百万円)	17,107	19,882	16,567	19,865
1株当たり純資産	211円37銭	123円03銭	104円10銭	124円84銭

- (注) 1. 2017年10月1日付で株式1株を2株に分割する株式分割を行っております。第23期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、第23期の期首に当該分割が行われたものとして算出しております。
2. 2019年3月1日付で株式1株を2株に分割する株式分割を行っております。第24期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、第24期の期首に当該分割が行われたものとして算出しております。
3. 当社は「株式給付信託 (J-E S O P)」及び「株式給付信託 (B B T)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託 (J-E S O P)」及び「株式給付信託 (B B T)」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数より控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 (第23期)	2018年度 (第24期)	2019年度 (第25期)	2020年度 (第26期)
売上高 (百万円)	24,366	24,512	34,597	36,456
経常利益 (百万円)	6,215	7,337	8,578	9,964
当期純利益 (百万円)	4,126	4,957	6,344	6,857
1株当たり当期純利益	51円10銭	30円69銭	39円63銭	43円09銭
総資産 (百万円)	27,515	33,178	30,254	36,488
純資産 (百万円)	17,182	19,783	17,196	20,586
1株当たり純資産	212円78銭	122円49銭	108円06銭	129円37銭

- (注) 1. 2017年10月1日付で株式1株を2株に分割する株式分割を行っております。第23期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、第23期の期首に当該分割が行われたものとして算出しております。
2. 2019年3月1日付で株式1株を2株に分割する株式分割を行っております。第24期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、第24期の期首に当該分割が行われたものとして算出しております。
3. 当社は「株式給付信託 (J-E S O P)」及び「株式給付信託 (B B T)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託 (J-E S O P)」及び「株式給付信託 (B B T)」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数より控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社パソナグループであり、同社は当社の株式を81,210,400株(持株比率50.92%) 保有しております。

当社は親会社及び親会社の子会社である株式会社パソナを含む傘下事業会社より福利厚生のアウトソーシング等を受託する一方、傘下事業会社から人材派遣を受けております。また、当社は親会社との間でC M S（キャッシュ・マネジメント・システム）の利用に関する基本契約を締結し、親会社に対して資金の預入れを行っております。取締役会において決議したC M S 運用方針に基づき、定期的に当該方針の適合状況を検証するとともに、その内容を取締役会において報告することなどにより、資金の預入れの適正を確保しております。

(注) 持株比率は、自己株式(468,243株) を控除して算出しております。なお、当社は「株式給付信託 (J-E S O P)」及び「株式給付信託 (B B T)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口) (以下「信託E口」という。) が当社株式366,917株を取得しております。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

全ての取引条件については、当社と関係を有していない他社とほぼ同様の条件若しくは市場価格を勘案して一般取引条件又は協議により決定しております。

2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、株式会社パソナグループを中核とした人材関連事業中心の企業グループにおいて、専門性の高いアウトソーシング事業を独自に業務展開しております。役員の兼務、サービスの相互提供等、ビジネス上の交流は行っておりますが、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動にあたっております。取引に際しては、関連当事者取引管理規程及び職務権限に係る規定に従い当社の利益を害することのないよう取締役会で承認手続を経て適切に対応しております。

3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
貝那商務諮詢（上海）有限公司	20.96百万 人民元	100.00%	ポイント制報奨制度「インセンティブ・ポイント」の提供
BENEFIT ONE USA, INC.	3.05百万 米ドル	100.00%	ポイント制報奨制度「インセンティブ・ポイント」の提供
BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.	5.5百万 シンガポールドル	100.00%	海外事業のグループ管理・統括事業
BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED	4百万 タイバーツ	0.00% (49.00%)	ポイント制報奨制度「インセンティブ・ポイント」の提供
PT. BENEFIT ONE INDONESIA	26,000百万 インドネシアルピア	38.46% (57.69%)	ポイント制報奨制度「インセンティブ・ポイント」の提供
REWARDZ PRIVATE LIMITED	1.51百万 シンガポールドル	70.00%	福利厚生事業、インセンティブポイント事業、ヘルスケアポイント事業等
REWARDZ BENEFITS SDN. BHD.	50万 マレーシアリングギット	0.00% (70.00%)	福利厚生事業、インセンティブポイント事業、ヘルスケアポイント事業等

(注) 1. BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITEDは、BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.の議決権比率が49.00%であります。支配力基準の適用によりBENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.の連結子会社としております。

2. 出資比率の括弧は、間接所有割合を外書きしております。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、福利厚生事業（企業の従業員に向けた福利厚生として、宿泊やライフサービス等の割引サービス「ベネフィット・ステーション」を提供）を柱に、ヘルスケア事業（健診サービスや特定保健指導、健康ポイント等の疾病予防サービスをワンストップで提供）、インセンティブ事業（企業のロイヤリティ・モチベーション向上支援施策として、報奨ポイントの発行・管理運営・ポイント交換アイテムを提供）、購買・精算代行事業（通信回線や近距離交通費、出張旅費や接待交際費の精算代行サービスを提供）、パーソナル事業（協業企業の顧客向けに「ベネフィット・ステーション」やオリジナルコンテンツを提供）などを行っております。

なお、人事データや健康データを管理・活用する基盤「ベネワン・プラットフォーム」上にサービスを再編成することで、福利厚生事業やヘルスケア事業等の単独ソリューション販売からプラットフォームビジネスに軸足を移しており、企業のHRDX（人事領域におけるデジタルトランスフォーメーション）を推進しております。

(9) 主要な営業所等

本 社	東 京 都 千 代 田 区
国内営業等拠点	大 阪 支 店 (大阪府大阪市)
	名 古 屋 支 店 (愛知県名古屋市)
	札 幌 支 店 (北海道札幌市)
	仙 台 支 店 (宮城県仙台市)
	広 島 支 店 (広島県広島市)
	福 岡 支 店 (福岡県福岡市)
	松山オペレーションセンター (愛媛県松山市)
海外子会社	貝那商務諮詢 (上海) 有限公司 (中国)
	BENEFIT ONE USA, INC. (アメリカ)
	BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. (シンガポール)
	BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED (タイ)
	PT. BENEFIT ONE INDONESIA (インドネシア)
	REWARDZ PRIVATE LIMITED (シンガポール)
	REWARDZ BENEFITS SDN. BHD. (マレーシア)

(10) 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
860 名 (449名)	156名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数には、企業集団外からの受入出向者を含み、企業集団外への出向者は含んでおりません。
3. 当連結会計年度における臨時雇用者数（契約社員及びパートタイマーの期中平均雇用人員数）を括弧内に外数で記載しております。
4. 増加の主な要因は、業容の拡大に伴う新入社員の採用及び臨時従業員の社員登用によるものであります。

(11) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 560,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 159,970,000株 |
| (3) 株主数 | 15,096名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 パ ソ ナ グ ル ー プ	81,210,400	50.92%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,901,700	5.58%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	7,257,700	4.55%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (エスエスピーティーシー クライアント オムニバス アカウント)	3,890,887	2.44%
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT (ザ バンク オブ ニュー ヨーク, ノントライアティ ジャスデック アカウント)	2,600,000	1.63%
白 石 徳 生	2,201,600	1.38%
TMAM-GO JAPAN ENGAGEMENT FUND (ティーエムイーエムゴー ジャパン エンゲージメント ファンド)	1,890,100	1.19%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	1,600,000	1.00%
S T A T E S T R E E T B A N K AND TRUST COMPANY 505001 (ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001)	1,566,389	0.98%
サ ン ネ ク ス タ グ ル ー プ 株 式 会 社	1,388,000	0.87%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（468,243株）を控除して算出しております。
2. 当社は「株式給付信託（J-E S O P）」及び「株式給付信託（B B T）」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）（以下、「信託E口」という。）が当社株式366,917株を所有しております。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。
3. 株式会社日本カストディ銀行は、2020年7月27日付にて、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社がJ T Cホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、商号変更したものであります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 株式給付信託（J-E S O P）

当社は、2016年7月28日開催の取締役会決議に基づき、2016年9月2日より、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、当社従業員並びに当社子会社の役員及び従業員（以下、「従業員等」という。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「J-E S O P制度」という。）を導入しております。

J-E S O P制度は、「株式給付規程」に基づき、従業員等にポイントを付与し、そのポイントに応じて、従業員等に株式を給付する仕組みです。J-E S O P制度の導入に際し、「株式給付規程」を新たに制定しております。当社は、制定した「株式給付規程」に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社より当社株式を取得しました。なお、J-E S O P制度に係る信託E口の2021年3月31日現在の保有株式数は212,497株であります。

② 株式給付信託（B B T）

当社は、2016年6月29日開催の株主総会決議に基づき、2016年9月2日より、取締役（業務執行取締役に限る。）に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（B B T）」（以下、「B B T制度」という。）を導入しております。

また、当社は、2019年6月25日開催の株主総会において、主として監査等委員会設置会社への移行に伴い、従前の監査役会設置会社における取締役に対するB B T制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限る。以下本号において同じ。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬枠の設定を改めて決議しております。

B B T制度は、「役員株式給付規程」に基づき、取締役にポイントを付与し、そのポイントに応じて、取締役に株式を給付する仕組みです。B B T制度の導入に際し、「役員株式給付規程」を新たに制定しております。当社は、制定した「役員株式給付規程」に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社より当社株式を取得しました。なお、B B T制度に係る信託E口の2021年3月31日現在の保有株式数は154,420株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	深 澤 旬 子	株式会社パソナグループ 取締役副社長執行役員 株式会社パソナハートフル 代表取締役社長
代表取締役社長	白 石 徳 生	当社金融事業部、監査部担当 貝那商務諮詢（上海）有限公司 董事長 BENEFIT ONE USA, INC. Director/Chair of the Board BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. Director BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED Director PT. BENEFIT ONE INDONESIA Director REWARDZ PRIVATE LIMITED Director 株式会社ジェイ・エス・ビー 社外取締役 ジャパンベストレスキューシステム株式会社 社外取締役
代表取締役副社長	田 中 秀 代	当社管理部門、ヘルスケア事業部担当
取 締 役	尾 崎 賢 治	当社財務経理部担当兼経営企画室長 貝那商務諮詢（上海）有限公司 監事 BENEFIT ONE USA, INC. Director/Treasurer/CFO BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. Director PT. BENEFIT ONE INDONESIA Commissioner REWARDZ PRIVATE LIMITED Director

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 (常勤監査等委員)	梅 北 卓 男	
取締役 (監査等委員)	久 保 信 保	一般財団法人自治体衛星通信機構 理事長 安田倉庫株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	濱 田 敏 彰	
取締役 (監査等委員)	藤 池 智 則	堀総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社エディア 社外取締役 監査等委員

- (注) 1. 取締役久保信保氏、濱田敏彰氏及び藤池智則氏は、社外取締役であります。
2. 当社は監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役久保信保氏、濱田敏彰氏及び藤池智則氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約に関する規定を設けており、取締役深澤句子氏、梅北卓男氏、久保信保氏、濱田敏彰氏及び藤池智則氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、360万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1) 当該方針の決定方法

当社は、2021年1月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決定しております。

2) 決定方針の内容の概要

〔取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬〕

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬額並びに中長期的な業績及び企業価値向上への貢献意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬によって構成しております。

個別取締役（監査等委員である取締役を除く）の固定報酬額については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、類似業種上場会社の報酬水準や会社業績、株主還元の状況、個別取締役の役割や会社への貢献度等を踏まえて人事部門担当取締役が原案を作成したうえで、独立社外取締役を主要な構成員とし、代表取締役社長が評価・助言を求める任意の仕組みとしての「指名・報酬協議会」にて客観的に原案の評価を行い、独立社外取締役の同意を得て、代表取締役社長が決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。）の業績連動型株式報酬については、株主総会で承認された業績連動型株式報酬総額の範囲内において株式給付信託（ＢＢＴ）の仕組みを用い、連結経常利益を指標としてその目標達成度合いに応じた付与原資総額（当該事業年度に関して付与する総ポイント数）を決定することとし、連結経常利益が前期比減益となる場合にはポイントを付与しないこととしております。その上で、個別取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。）の業績連動型株式報酬については、連結経常利益を指標とした付与原資総額から、各取締役の職務内容や責任範囲を基礎とした付与原資の配分割合原案を人事部門担当取締役が作成し、独立社外取締役を主要な構成員とし、代表取締役社長が評価・助言を求める任意の仕組みとしての「指名・報酬協議会」にて客観的に原

案の評価を行い、独立社外取締役の同意を得て、取締役会が決定しております。業績連動型株式報酬の支給要件を満たすときにおける、業績連動型株式報酬が報酬総額に占める比率は、原則として、0～40％程度としております。なお、固定報酬は年額で定め、7月より毎月その12分の1を与えることとし、業績連動型株式報酬である株式信託（B B T）にかかる株式等は、原則として取締役退任時に交付するものとしております。

〔監査等委員である取締役の報酬〕

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行を行う取締役から独立した立場にあることを勘案し、固定報酬のみで構成しております。監査等委員である取締役の個別の報酬額は株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の固定報酬額については、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、年額200百万円（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名です。

また、当該固定報酬とは別枠で、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、3事業年度で200百万円を上限として金銭拠出する旨を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。）の員数は3名です。

監査等委員である取締役の固定報酬額については、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、人事部門担当取締役が上記決定方針において掲げられた考慮要素を考慮して作成した原案を、指名・報酬協議会が決定方針との整合性について、客観的に原案の評価を行い、かつ、独立社外取締役の同意が得られていることから、取締役会も基本的にその判断を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、前述①2)に記載のとおり、取締役会が代表取締役社長である白石徳生に対し、個別取締役（監査等委員である取締役を除く）の固定報酬額についての決定権限を委任しております。

当社の取締役会が代表取締役社長に対し当該権限の委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役が担当する業務や職責の評価を行うには、代表取締役が最も適していると考えたためです。

代表取締役社長の上記権限行使が適切に行使されるようにするため、前述①2)のとおり、人事部門担当取締役が固定報酬額についての原案を作成し、指名・報酬協議会にて客観的に原案の評価を行い、独立社外取締役の同意を得るという措置を講じております。

⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	対象となる役員の員数（名）	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の額（百万円）		
			固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	3	136	96	39	—
取締役 (監査等委員)	4	38	38	—	—
合計 (うち社外役員)	7 (3)	174 (23)	135 (23)	39 (—)	—

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額のうち、固定報酬については、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、年額総額は200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とする旨決議されております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額のうち、業績連動報酬については、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、上記の固定報酬とは別枠で、3事業年度で200百万円を上限として金銭拠出する旨決議されております。上記の業績連動報酬等の額は、当事業年度に計上した、役員株式給付引当金繰入額であります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、年額総額は50百万円以内とする旨決議されております。
4. 当事業年度末現在の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名、取締役（監査等委員）4名（うち社外取締役3名）であります。なお、無報酬の取締役（監査等委員である取締役を除く）が1名在任しております。
5. 社外役員が当社親会社又は当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬額はございません。

⑥ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、前述①2) に記載のとおり、業績連動型株式報酬制度を設けております。

同制度において、当社は、連結経常利益を業績達成指標としておりますが、その理由は、単年度の業績貢献を考慮するうえで損益数値が明快であり、経常的な利益を用いるのが妥当と考えたためです。なお、当連結会計年度において、業績連動型株式報酬に係る目標指標である連結経常利益は9,858百万円であり、前期の連結経常利益8,462百万円を上回っております。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

地 位	氏 名	重要な兼職先	兼職内容
取締役 (監査等委員)	久保 信保	一般財団法人自治体衛星通信機構	理事長
		安田倉庫株式会社	社外取締役
	濱田 敏彰		
	藤池 智則	堀総合法律事務所	パートナー弁護士
		株式会社エディア	社外取締役 監査等委員

- (注) 1. 久保信保氏は、安田倉庫株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社グループと安田倉庫株式会社との間に取引関係がありますが、その取引金額は1,000万円以下であり、金額的重要性はありません。
2. 藤池智則氏は、堀総合法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。2019年6月末までは当社グループと堀総合法律事務所との間に法律顧問契約に基づく役務提供等の取引関係がありましたが、その取引金額は1,000万円以下で金額的重要性はなく、法律顧問契約に基づく役務提供等は、同事務所の異なる弁護士から受けておりました。また2019年7月以降は、同事務所との法律顧問契約は終了しております。

② 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況	期待役割に関し行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	久保 信保	当事業年度に開催した13回（定時12回、臨時1回）の取締役会のうち、合計13回（100％）に出席しました。また、当事業年度に開催した監査等委員会13回（定例12回、臨時1回）のうち、合計13回（100％）に出席し、組織・団体トップとしての豊富なマネジメント経験で培ったリスク管理等の専門的知見から議案・審議等につき有益な発言を適宜行い取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に貢献しました。	地方行政や地域活性、リスク管理の経験・知見があり、組織・団体トップとしての豊富なマネジメント経験・見識に基づき、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化する役割を果たすことを期待されました。当事業年度においては、左記の活動を行うことにより、当該期待役割を十分に果たしております。
	濱田 敏彰	当事業年度に開催した13回（定時12回、臨時1回）の取締役会のうち、合計13回（100％）に出席しました。また、当事業年度に開催した監査等委員会13回（定例12回、臨時1回）のうち、合計13回（100％）に出席し、主に資金配分や投資の判断プロセスにおいて、その豊富な経験・見識に基づいた専門的知見により議案・審議等につき有益な発言を適宜行い、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に貢献しました。	広く政治・経済等、企業経営を取り巻く事象についての深い知見を有しており、その豊富な経験・見識に基づき、主に資金配分や投資の判断プロセスにおいて、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化する役割を果たすことを期待されました。当事業年度においては、左記の活動を行うことにより、当該期待役割を十分に果たしております。
	藤池 智則	当事業年度に開催した13回（定時12回、臨時1回）の取締役会のうち、合計13回（100％）に出席しました。また、当事業年度に開催した監査等委員会13回（定例12回、臨時1回）のうち、合計13回（100％）に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から議案・審議等につき積極的な意見を述べ、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に貢献しました。	弁護士としての豊富な経験があり、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かすことにより、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化する役割を果たすことを期待されました。当事業年度においては、左記の活動を行うことにより、当該期待役割を十分に果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
当社	32	—
子会社	—	—
計	32	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

(5) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、健全な企業経営を目指すうえで、内部統制システムの整備・向上とその運営の有効性確保が肝要であることを認識し、当社の事業の特性及びそれに起因するリスクを考慮しつつ、効率的で適法な経営活動を推進するべく、グループの行動規範を定め、これに基づく人材の育成及び業務執行の適切な監督の仕組みにより、健全な企業風土の醸成に努めています。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[体制]

- 1) コンプライアンス・マニュアルを制定しグループ役職員の行動規範を規定するとともに、毎年全ての役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、法令定款違反を未然に防止します。
- 2) 業務執行にあたっては、取締役会及び経営会議で審議したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
- 3) 当社と利害関係を有しない社外取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化します。

[整備運用状況]

- 1) コンプライアンス・マニュアルは法令や事業内容の変更を鑑み適宜見直しをしており、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトに掲示し、周知徹底しております。また、全役職員を対象にコンプライアンス研修を毎年1回実施しております。
- 2) 取締役会規程、組織規程及び経営会議運営細則の規定に従い、適切に運用しております。
- 3) 当社と利害関係を有しない社外取締役3名を選任し、監査等委員会及び取締役会において倫理性・適法性を含む多様な視点で議論を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[体制]

取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び関係規程に従い、各担当部署で適切に記録し保存及び管理します。

[整備運用状況]

前述②[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[体制]

- 1) 当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント基本規程に従ってリスク管理の責任部門を明確にし、担当役員を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置することで、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止するとともに万一発生した場合の被害の極小化を図るものとします。また、子会社のリスク管理については、関係会社管理規程に従って当社との間に経営管理契約を締結し、事前協議を必要とする重要事項を規定するとともに、重要な事実が発生若しくは発生することが予想される場合には速やかに当社に報告することとし、当社にて一元的にリスク管理を行います。
- 2) 当社は、常勤役員及び役付執行役員が出席する経営会議を原則毎週開催し、業務執行状況の早期把握と迅速な対応に努めるとともに、そのうち重要なものについては取締役会で報告することとします。
- 3) 監査部にて、内部統制の有効性に関する監査を行います。

[整備運用状況]

- 1) 前述③[体制]1) に記載のとおり、リスクマネジメント基本規程及び関係会社管理規程に従い、リスク管理を行っています。
- 2) 経営会議を原則毎週開催し、各業務執行責任者から業務執行状況の報告を受け、迅速な対応をとるとともに、重要なものについて取締役会で報告しています。
- 3) 監査部は、内部統制の有効性について監査を行うとともに、結果を取締役会で報告しています。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
[体制]

- 1) 取締役会規程において取締役会での決議事項及び報告事項を明確に規定するとともに、職務権限及び業務分掌規程により決裁権限を明確にします。
- 2) 関係会社管理規程に基づき当社と子会社との間に経営管理契約を締結し、事前協議を必要とする重要事項を規定します。そのほか、重要な事実が発生若しくは発生することが予想される場合には速やかに当社に報告することとします。
- 3) 当社は、常勤役員及び役付執行役員が出席する経営会議を原則毎週開催し、業務執行状況の早期把握と迅速な対応に努めるとともに、そのうち重要なものについては取締役会で報告することとします。

[整備運用状況]

- 1) 取締役会規程、職務権限及び業務分掌規程、関連規程に従って運用しており、重要事項については慎重な議論を図りつつ、権限委譲されている事項については迅速な意思決定を行い、効率化を図っております。
- 2) 関係会社管理規程に基づき子会社各社との間に経営管理契約を締結しており、経営企画室を子会社統括の責任部門として、子会社の機関決定を事前に協議し、子会社の経営状況を把握しております。
- 3) 前述④[体制]3) に記載のとおり整備し、運用しております。

⑤ 当社の使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[体制]

- 1) コンプライアンス・マニュアルを制定しグループ役職員の行動規範を規定するとともに、毎年全ての役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、法令定款違反を未然に防止します。
- 2) 常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社におけるコンプライアンス関連の重要事項の審議、社内の啓蒙・教育等の施策に係る事項を取り決めることとします。
- 3) 内部監査規程に基づき、社長直轄の監査部が当社及び子会社の業務が適法に運営されていることを監査します。

- 4) コンプライアンス・ホットライン規程に基づき、内部通報制度を運用し、グループ内の法令違反、社内規定違反及び倫理違反等の行為を未然に防止又は中止させ、もって当社グループの組織運営の健全性・適法性を確保します。

[整備運用状況]

- 1) コンプライアンス・マニュアルは法令や事業内容の変更を鑑み適宜見直しを実行しており、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトに掲示し、周知徹底しております。また、全役職員を対象にコンプライアンス研修を毎年1回実施しております。
- 2) コンプライアンス委員会を原則として毎月開催し、当社及び子会社のコンプライアンス関連の重要事項の審議、社内啓蒙施策等の取決めを行っております。
- 3) 前述⑤[体制]3) に記載のとおり整理し、運用しております。
- 4) 内部通報窓口は社内担当部門のほか、社外の弁護士事務所でも受け付ける体制を整備し、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトで制度告知を行うとともに、コンプライアンス研修等で通報先の周知を行い、内部通報制度の有効活用を図っています。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

[体制]

前述①～⑤に記載の事項に加え、当社から子会社に取締役又は監査役を派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営状況を把握し、適正な業務運営を確保します。

[整備運用状況]

前述⑥[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

[体制]

- 1) 常勤監査等委員が監査部と連携し、効果的な情報収集及び監査を行います。
- 2) 監査等委員会の要請があった場合には、専任又は兼務の使用人を配置するものとし、配置にあたっては、人数等配置の具体的内容に関して監査等委員会の意見を十分考慮します。

[整備運用状況]

前述⑦[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

- ⑧ 前項の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに当社の監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

[体制]

前項の取締役及び使用人並びに監査部の使用人の人事に関しては監査等委員会の事前の意見を得るものとし、取締役会はこれを尊重します。

[整備運用状況]

前述⑧[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

- ⑨ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制並びに当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

[体制]

- 1) 常勤監査等委員は原則毎週開催される経営会議に出席し、当社の取締役及び使用人は、当社及び子会社の経営状況、財務状況、コンプライアンスに関する事項、内部統制に関する事項を含む事業上の重要事項について、監査等委員会に報告を行います。また、監査等委員会においても、定期的に各事業部責任者が出席し、業務執行の状況及び事業上の重要事項について報告を行います。このほか、監査等委員会と社長及びその他の業務執行取締役が適宜協議を行い、監査等委員会への必要な経営情報及び営業情報の提供を行います。
- 2) コンプライアンス・ホットライン規程に基づき内部通報制度を運用し、グループ内の法令違反、社内規定違反及び倫理違反等の行為を未然に防止又は中止させ、もって当社グループの組織運営の健全性・適法性を確保します。また同規程において、内部通報者に対し、内部通報したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定します。

[整備運用状況]

前述⑨[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

[体制]

- 1) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限ります。）又は債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行います。
- 2) 監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に基づき、実効性のある監査を行うものとします。また、監査部長が監査等委員会で定期報告するなど密接な連携関係を構築し、会計監査人とも定期的に協議を行い、効率的かつ有効な職務執行を確保します。

[整備運用状況]

前述⑩[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

[体制]

当社及び子会社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、反社会的勢力対策規程及びコンプライアンス・マニュアルに具体的指針を規定します。

[整備運用状況]

前述⑪[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。また、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトで掲示を行うとともに、コンプライアンス研修等を通じた周知徹底を行っております。平素より外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行い、社内体制の整備、維持を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社では、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

利益配分につきましては、事業年度ごとの利益状況、将来の事業展開及び投資予定等を勘案したうえで、純資産配当率10%以上、配当性向70%以上を目標に、継続的かつ安定的な配当成長に努めてまいりたいと考えております。

2021年3月期の年間配当につきましては、2021年5月12日開催の取締役会決議に基づき1株当たり30円、期末配当金の支払開始日（効力発生日）は2021年6月10日（木）とさせていただきます。

自己株式の取得につきましては、株主還元策の一つとして財務状況や株式需給バランスへの影響等を考慮したうえで、総合的に実施判断することとしております。

内部留保金につきましては、経営基盤の充実を図りつつ、事業基盤統合・サービス品質向上・業務省力化等へのIT投資や新規事業への投資、M&A投資等に充当することで、今後の収益力の強化を図る所存であります。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流 動 資 産	28,696
現 金 及 び 預 金	13,064
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	6,837
た な 卸 資 産	1,325
預 け 金	4,500
前 払 費 用	678
未 収 入 金	808
そ の 他	1,494
貸 倒 引 当 金	△12
固 定 資 産	7,475
有 形 固 定 資 産	1,310
建 物 及 び 構 築 物	429
土 地	602
リ ー ス 資 産	181
そ の 他	95
無 形 固 定 資 産	2,397
の れ ん	4
ソ フ ト ウ ェ ア	2,376
リ ー ス 資 産	14
そ の 他	2
投 資 そ の 他 の 資 産	3,767
投 資 有 価 証 券	2,725
繰 延 税 金 資 産	149
そ の 他	903
貸 倒 引 当 金	△11
資 産 合 計	36,171

負 債 の 部	
科 目	金 額
流 動 負 債	15,184
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,284
短 期 借 入 金	174
リ ー ス 債 務	105
未 払 法 人 税 等	2,030
未 払 金	2,684
前 受 金	4,578
預 り 金	1,495
そ の 他	830
固 定 負 債	1,121
リ ー ス 債 務	108
ポ イ ン ト 引 当 金	588
従 業 員 株 式 給 付 引 当 金	212
役 員 株 式 給 付 引 当 金	127
そ の 他	84
負 債 合 計	16,306
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	18,753
資 本 金	1,527
資 本 剰 余 金	1,452
利 益 剰 余 金	17,095
自 己 株 式	△1,322
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,112
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,093
為 替 換 算 調 整 勘 定	18
純 資 産 合 計	19,865
負 債 及 び 純 資 産 合 計	36,171

連 結 損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		37,841
売上原価		21,418
売上総利益		16,422
販売費及び一般管理費		6,648
営業利益		9,774
営業外収益		111
受取利息	28	
受取配当金	27	
補助金収入	42	
その他の	13	
営業外費用		
支払利息	5	
コミットメントファイナ	11	
持分法による投資損失	2	
組合分配損失	7	
その他の	0	26
経常利益		9,858
特別利益		0
関係会社株式売却益	0	
特別損失		7
関係会社株式評価損	7	
税金等調整前当期純利益		9,852
法人税、住民税及び事業税	3,122	
法人税等調整額	△36	3,086
当期純利益		6,765
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△1
親会社株主に帰属する当期純利益		6,766

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高 価		36,456
売 上 原 価		20,201
売 上 総 利 益		16,254
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,267
営 業 利 益		9,987
営 業 外 収 益		94
受 取 利 息	14	
受 取 配 当 金	27	
有 価 証 券 利 息	18	
補 助 金 収 入	25	
そ の 他	8	117
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	11	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	85	
そ の 他	18	
経 常 利 益		9,964
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 売 却 損	5	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	60	66
税 引 前 当 期 純 利 益		9,898
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,117	
法 人 税 等 調 整 額	△76	3,040
当 期 純 利 益		6,857

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

株式会社ベネフィット・ワン
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長 島 拓 也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

草 野 耕 司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベネフィット・ワンの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベネフィット・ワン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

株式会社ベネフィット・ワン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長 島 拓 也

Ⓔ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

草 野 耕 司

Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベネフィット・ワンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

株式会社ベネフィット・ワン 監査等委員会

常勤監査等委員 梅 北 卓 男 ㊟

監 査 等 委 員 久 保 信 保 ㊟

監 査 等 委 員 濱 田 敏 彰 ㊟

監 査 等 委 員 藤 池 智 則 ㊟

(注) 監査等委員 久保信保、濱田敏彰及び藤池智則は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

[illegible]

第26回定時株主総会会場ご案内図

会 場：ベルサール飯田橋駅前イベントホール

東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル1階

※「ベルサール飯田橋ファースト」とは異なりますので、ご注意ください。



交通の
ご案内

「飯田橋」駅

東西線 有楽町線
南北線 大江戸線

J R 線

A2 出口から徒歩2分

東口 から徒歩3分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。